三重県臨床心理士会規約

第一条（会の名称および所在地）

　　　この会(以下、「本会」と記す)の名称を「三重県臨床心理士会」と称する。

　　　また、その所在地は「鈴鹿大学：〒510-0298三重県鈴鹿市郡山町663-222」とする。

第一条の二（目的）

会員相互の連携を密にし、資質と技能の維持向上および社会的・職業的地位の確立を目的とする。

第二条（実施事業）

目的を達成するために次の事業を行う。

　　　（１）相互研修のための研究会・研修会等の開催

　　　（２）会報の発行

　　　（３）その他

第三条（会員）

会員は、三重県に居住もしくは勤務先を有する正会員と準会員とする。正会員は、財団法人日本臨床心

理士資格認定協会が認定した「臨床心理士」資格取得者とする。

また、準会員は、原則として臨床心理士養成施設指定大学院を修了又は在学中の者で、理事会で入会が承認された者とする。準会員の入会要件等は、別に定める。

第四条（会費等）

会運営の経費は、入会金と年会費と参加費等をもって当てる。

なお、正会員および準会員の入会金と年会費と参加費等は、別途にこれを定める。

第五条（退会）

本会の会員は、①死亡した時・②資格を喪失した時・③引き続き会費を２年間納入しない時は、退会し

たものとみなす。

第六条（役員）

役員は当分の間、理事１１名と監査役１名とし、正会員の互選による選挙によって選出する。

なお、選出方法等は別に定める。

第七条（三役）

理事は互選によって、会長１名・副会長１名・事務局長１名および事務局次長1名を選出する。

また、会の運営において必要な役職は別に置くことができる。

　第八条（役員任期）

役員の任期は３年とする。役員の再任は認める。

（１）任期中途中で欠員が生じた場合は、次点者をもって補う。  
これに依りがたい場合は、理事会で対応を定める。

（２）前項による者の任期は、前任者の任期が１年以上ある場合に限りその在任期間とする。

（３）任期は、監査役を除き、継続して６年を越えることはできない。

　　　（４）前項について、任期を一旦空けての再任に関しては、その継続期間は１年からとする。

　第九条（顧問）

理事会の推薦により顧問を置くことができる。顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

顧問の任期は、役員と同様とする。ただし第八条（３）（４）は適用しない。

第十条（総会および理事会）

（１）総会は本会における最高議決機関とし、年１回開き、議事は出席会員の過半数をもって決める。

（２）理事会は総会に次ぐ議決補完機関であり、必要に応じて随時開き、議事は出席理事の過半数をもって決める。

第十一条（事務局）

事務局は、事務局長が定め、一つに限り置くものとし、第一条の所在地がその業務を担うものとする。

附則

この規約は、１９９１年７月７日より発効する。

この規約は、２００３年４月６日より施行する（一部改正）

この規約は、２００９年４月５日より施行する（一部改正）

この規約は、２０１０年４月５日より施行する（一部改正）

この規約は、２０１１年８月７日より施行する（一部改正）

この規約は、２０１２年７月２９日より施行する（一部改正）

この規約は、２０１５年８月２日より施行する（一部改正）

この規約は、２０１８年２月４日より施行する（一部改正）

この規約は、２０２２年8月28日より施行する（一部改正）